

被保険者の皆さんへ

【重要】【要対応】「資格情報のお知らせ」送付について

本年12月2日からはマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、保険証が廃止され交付が終了し、今後医療機関等を受診する際は「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」を基本とする仕組みとなります。

このため、厚生労働省の通達に基づき、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的として、当健保組合で登録している加入者の情報をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただくことになりました。11月上旬以降順次、健保加入者（本人およびその家族）へ「資格情報のお知らせ」（水色の封筒）を配布いたします。

＊現役の方は管轄の総務部門経由で配布

＊任意継続・特例退職の方は特定記録郵便で送付

資格情報のお知らせが届きましたら、以下の1、2についてのご対応をお願いします。

1. マイナンバーの下4桁をご確認ください

マイナンバーはマイナンバーカードの裏面に記載されています。

マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

お手元に届き次第、通知書に記載されたマイナンバー下4桁と、
お手元のマイナンバー下4桁を照合して、一致しているかご確認をお願いします。

◆ 一致していれば問題ありません。

健保や総務部へのご連絡も不要です。破棄せず保管してください。

◆ 不一致だった方は以下までご連絡ください

シャープ健康保険組合 保険証・給付金担当 kenpo-tetuzuki@list.sharp.co.jp

＊ お問合せの際は、氏名コードおよび氏名（フルネーム）をお知らせください。

2. 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

◆ 現行の保険証は、来年2025(R7)年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、速やかに取得いただき、マイナ保険証として使えるよう保険証の利用登録をお願いします。

◆ 従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関（高齢の医師等の医療機関）を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、マイナポータルの資格情報画面 または 資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いいたします。

● **送付対象者**

10月1日時点で当健保に加入している被保険者と被扶養者

*2015年10月4日以前から海外勤務されている方はマイナンバーが発行されていないため対象外となります

*加入者データ抽出の関係で10/9以降の異動・退職等が反映されておりません

- (1) 異動者・・・健保へ返却後、改めて送付します
- (2) 退職者・・・健保へ返却後、健保から送付します
- (3) 長欠者/休職者・・・事業主から被保険者へ送付されます
- (4) 出向者・・・出向元から出向先の被保険者へ送付されます
- (5) 海外赴任者・・・堺本社から送付されます
 - *マイナンバーが未付番である場合は送付されません
 - *国内居住ご家族分は会社へ届出済みの国内緊急連絡先へ送付
- (6) 任意継続・特例退職・・・特定記録郵便で送付

●配布時期

11月上旬以降順次 *詳細は管轄の総務部へお問い合わせください

●配布方法

- ・現役の方は管轄の総務部門から順次配布します
- ・任意継続・特例退職の方は特定記録郵便で送付します
- ・被保険者宛てに世帯分をまとめて送付します
 - *4名以上の場合は複数の封筒となりますが宛先は被保険者となっています
- ・被扶養者（ご家族）を登録されている方については被扶養者分も合わせて配付します。被扶養者へお渡しください。遠隔地／別居のご家族のご確認もお願いいたします。

●配布物

- ①『資格情報のお知らせ』（本人+被扶養者）
- ②リーフレット

●よくあるご質問

Q1：「資格情報のお知らせ」とは？

A1：厚生労働省からの通達に基づき、当健保組合で登録している資格情報（個人番号の下4桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的としています。

Q2：マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで受診できますか？

A2：マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、受診できません。

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口で提示いただきますようお願いいたします。

Q3：資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A3：マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで受診が可能ですので携帯不要です。

また、マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q4：保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A4：保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q5：資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A5：再交付の手続きは不要です。マイナポータルで資格情報画面を確認することができます。
なお、マイナポータルで資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。資格情報のお知らせ交付申請書については今後健保ホームページにて掲載予定です。

Q6：氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A6：マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q5の方法により再交付申請ください。

Q7：資格情報のお知らせは退職や扶養削除の際に返却しなければなりませんか？

A7：資格情報のお知らせ単体では医療機関を受診できないため返却不要です

Q8：資格情報のお知らせに記載の資格取得日が入社日と異なります。間違いですか？

A8：システム上、現在の会社へ異動（転籍）した年月日が記載されており、間違いではありません。シャープ健保の資格は入社年月日から継続していますのでご安心ください。

●マイナンバーカードの健康保険証利用に関するサイト

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

[平日]9時30分から20時00分まで

[土日祝]9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

●健保ホームページ

[マイナ保険証利用促進動画「使ってる？マイナ保険証」のお知らせ | お知らせ | シャープ健康保険組合 \(sharp.co.jp\)](#)

●本件に関するお問い合わせ先

シャープ健康保険組合 保険証・給付金担当 kenpo-tetuzuki@list.sharp.co.jp

（電話）内線：8-570-115564、外線：050-5530-3927/3926

*お問合せの際は、氏名コードおよび氏名（フルネーム）をお知らせください。

*一致していればご連絡は不要です

以上